

自治会活動に伴うごみの処理方法

自治会活動に伴って生じたごみについては、以下の方法で処理してください。

種類等	処理方法	ごみ処理手数料等	
		行事	全額減免
一般ごみ	市処理施設自己搬入	行事以外	10 kgにつき 190 円
資源化可能物	市資源リサイクルステーション自己搬入	(自己搬入) 10 kgにつき 190 円 (市収集) 品目別に規則で定める額	
粗大ごみ	市粗大ごみ受入施設自己搬入又は市収集		
自治会館等への不法投棄物	「行事以外の一般ごみ」、「資源化可能物」、「粗大ごみ」に準ずる		
地域清掃	自己搬入又は市収集	全額減免	

注意事項

本項の適用は、自治会が主体となって実施する活動に伴い排出するごみに限るものとします。

「行事」とは、ふるさとまつり、盆踊り、運動会、レクリエーション大会等とします。

「資源化可能物」の種類は、市資源リサイクルステーションで受け入れる資源及び容器包装プラとします。

露天商等の販売等に伴い発生したごみは、通常の事業系ごみの取扱いとします。

市清掃工場には、資源化可能物や粗大ごみを搬入しないでください。

ご不明な点がございましたら、市廃棄物指導課（042-769-8358）までご連絡ください。